

件 名 産休等に入ったのかわりの先生が来ないことに関する事について

要 旨

1 小学校の学級担任は、わが子が発熱すると保育園で預かってもらえないので学校を休むことになる。学級の子どもたちはドリルやプリントで自習している。時々隣のクラスの先生がのぞきに来てくれたり、教務主任や音楽専科や教頭先生がのぞきに来てくれたりしている。しかし、そんな日、子ども達は落ち着かずトラブルやケガも多い。

まして、担任の先生が産休に入ったのに代替の先生が来ない場合（教員未配置）、それが2か月も続くことになる。千葉県の教員採用試験に合格しても、妊娠すると未配置になる可能性があるため、千葉県が選ばれない大きな要因になっている。

2 県内のある小学校は、2023年5月に産休に入った学級担任の産休代替教員が来なかった（教員未配置1人）。7月、別の学級担任が産休に入ったが産休代替教員が来なかった（教員未配置2人）。9月、別の教員が体調を崩し療養休暇に入ったが代替教員が来なかった（教員未配置3人）。10月、別の学級担任が突然退職してしましたが代替教員が来なかった（教員未配置4人）。11月、別の教員が体調を崩し療養休暇に入ったが代替教員が来なかった（教員未配置5人）。このような学校で事故や事件が起きた時、千葉県教育委員会はどうのように責任を取るつもりなのだろうか。

3 2023年12月1日現在、千葉県内の小学校普通学級で産休代替未配置が46人、育休代替未配置が51人も存在する（小中高では産休代替未配置82人、育休代替未配置83人）。

4 文部科学省2023年1月31日公表「『教員不足』に関する実態調査」によれば、

小学校における未配置教員数（人）

	始業式	5月1日
東京都	0	0
神奈川県	93	45
埼玉県	168	67
千葉県	78	91
全国合計	1,218	979

なぜ一都三県の中で千葉県が最も未配置教員が多いのか、千葉県議会は真剣に理由を解明し解決策を講じなければならない。

5 2024年度公立小学校常勤講師の1か月賃金（円）（教職特別手当及び地域手当を含む。各自治体人勸及び給与条例より）によれば、

	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
給与表	2級格付	2級格付	2級格付	1級格付
地域手当	20%	12.05%	8.3%	9.2%
初任（円）	280,984	263,407	244,866	254,360
30歳前後	359,352	338,200	314,395	302,697
40歳前後	421,476	421,963	392,263	338,015
50歳前後	421,476	463,787	431,142	356,354

となっており、常勤講師の賃金は、初任給は他県とそれほど格差はないが、30歳前後では東京都より年80万円安く、40歳前後では東京都や神奈川県より年110万円安く、50歳前後では神奈川県より年140万円安くなっている。

6 千葉県の場合、常勤講師はその学校に1年しか勤務できない。しかし、東京都、神奈川県、埼玉県では、特別の事情がなくても、同一校に1年を超えて勤務することができる。これも千葉県が選ばれない大きな要因の一つである。

7 2022年11月1日、文部科学省は、公立小学校・中学校の産休や育休の代替教員を4月当初から配置できるよう加配の運用を見直した（先読み加配）。

5月1日から7月31日までに産休、育休の取得予定者がいる学校では、4月当初から前倒しで配置することができることになった。産休育休代替の未配置の深刻さを問題視した文部科学省の対策である。

具体的には、年度当初、（A）代替教員が少人数指導などの加配として配置され、担当が産休に入ったら、その学級の担任をする。または、（B）産休・育休を取得する予定の教員が年度当初から少人数指導の加配として配置され、代替教員が4月から通年で担任を受け持つが、年度途中で発令を切り替える。

東京都は、2023年8月末現在640人の前倒し配置を行ったと発表した（日本教育新聞2023年10月16日）。このように東京都は単独財源による配置も行っている。

8 8月1日以降の産休育休についても事由が発生したときに県費雇用するのではなく、年度当初から少人数指導、ティーム・ティーチングとして雇用し、事由が発生した時には代替教員として担任してもらえばよい。

年度途中で探しても見つからないことは、校長先生たちは身に染みて経験している。

9 東京都、神奈川県、埼玉県の常勤講師の待遇との格差をなくさない限り千葉県が選ばれることはない。まず、できることから格差解消を求めるものである。

以上の趣旨から、次項について措置願いたい。

1. 常勤講師の待遇について、東京都、神奈川県、埼玉県と同様に、特別の事情がなくても同一校に1年を超えて勤務することができることを広く周知すること。
2. 常勤講師の待遇について、東京都、神奈川県、埼玉県と同様に、給与表を2級格付にすること。
3. 産休・育休に入ったのに代替講師が配置されないことがないよう、前年度産休・育休を取得した教員数に見合う数の常勤講師を、年度当初から先読み加配及び県単定数を活用して採用すること。